

平成 22 年度予算編成方針について

平成 21 年 10 月 26 日

庄原市長 滝口 季彦

1 本市を取り巻く状況

平成 20 年度後半以降、米国サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱は実体経済を巻き込んだ世界的危機に発展し、外需に多くを依存する日本経済もこの影響を強く受け急速に減速した。

内閣府による平成21年10月の月例経済報告によると、「景気は、持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある」とし、先行きについては、「当面、雇用情勢が悪化傾向で推移するものの、海外経済の改善などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動の影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要がある」としている。

政府は、家計の支援により、個人消費を拡大するとともに、新たな分野で産業と雇用を生み出し、内需を重視した経済成長を実現するよう政策運営を行うこととし、現下の厳しい雇用情勢に細心の注意を払い、それを踏まえた対応策を検討するとしている。

また、民主党、社会民主党、国民新党の三党は、第45回衆議院総選挙で国民が示した政権交代の審判を受け、新しい連立政権を樹立した。与党第一党の民主党は「地域主権」への転換を掲げ、明治以来の中央集権体制から地方にできることは地方に任せる方針を示している。衆院選のマニフェスト（政権公約）にも「地方の自主財源を大幅に増やす」と明記している。

平成 22 年度予算の編成は、各省庁が自公政権下で調整を続け 8 月 31 日までに提出した概算要求を民主党が「ご破算」にする異例のスタート。予算の全面的な組み替えに着手する方針を明らかにしており、地方財政への影響は避けて通れない。年内には政府案が策定される見込みだが、今後、政府の新年度予算編成に向けての動きを注視する必要がある。

こうした中、市政においては、「庄原市長期総合計画」に掲げる“げんき”と“やすらぎ”のさとやま文化都市の創造にむけ、「庄原市長期総合計画後期実施計画」（以下「実施計画」という。）に計上された各種施策・事業を計画的に推進していかなければならない。更に、少子高齢化社会に対応するための子育て支援施策や高齢者施策の一層の推進、安全で安心して快適に暮らせる地域づくりへの取り組みなど、直面する課題に着実に対応していく必要がある。

このため、引き続き、これまで取組んできた歳入確保・歳出削減を踏襲した行財政改革の歩を進め、個々の業務について不断に見直すとともに、中期的な視点に立って、今、何が真に必要なかを見極めた予算を編成しなければならない。

2 本市の財政状況

本市の財政状況は、財政健全化へ向けた取組みとして「庄原市行政経営改革大綱」を柱とし、「公債費負担適正化計画」及び「持続可能な財政運営プラン」等の着実な実行により好転の兆しがみられる。

平成 20 年度普通会計決算では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が 95.1%で、対前年度 2.4 ポイント改善し、実質単年度収支も平成 19 年度に続き、2 年連続での黒字を計上した。また、普通会計における地方債の残高は、前年度末と比較し約 18 億円減少するなど、一定の成果を挙げている。

しかし、財政力指数は 0.294 と低水準に位置し、財政健全化判断比率となる実質公債費比率は 23.5% で 0.4 ポイント悪化（上昇）した。

また、平成 20 年度後半からの急速な景気後退による生産および雇用の大幅な調整、個人消費の冷え込みなど、極めて深刻な経済状況を背景とし、自主財源の根幹をなす平成 21 年度の税収は法人及び個人市民税を中心に大きく落ち込んでおり、底入れが見えない厳しい状況にある。

更に、依然として公債費負担が重くのしかかる中、扶助費の増加や少子高齢社会や環境問題への対応、地域経済の活性化など時代の要請に的確に対応するための財政需要が増加を続け、財政収支は逼迫し、その厳しさは今後においても続くものと思われる。

3 平成 22 年度の財政見通し

依然として厳しい経済情勢が続く中、先行き不透明な点もあるが、現行の税財政制度を前提とした平成 22 年度の財政見通しについては、次のとおりである。

なお、平成 21 年 9 月 29 日閣議決定された新年度予算編成方針では、「マニフェスト（三党連立政権合意書を含む）に従い、新規施策を実現するため、全ての予算を組み替え、新たな財源を生み出す」としており、国・地方を通じた税財政全般の見直しによる大幅な制度変更が予想されるため、国の制度改革の動向には特に留意する必要がある。

【歳入】

《市税収入》

現下の極めて深刻な経済状況を背景として、個人市民税、法人市民税はともに減収。固定資産税は、今年度決算見込み額と、ほぼ横ばいとなる見込みであるが、当初予算対比では減額となる。

《地方譲与税・各種交付金》

政権公約により新年度から道路特定財源暫定税率が廃止される見通しであり、平成 21 年度から 3 年間の時限的な軽減措置が執られている自動車重量譲与税及び自動車取得税交付金、更に地方揮発油譲与税（旧地方道路譲与税）について、暫定上乘せ分（平成 21 年度当初予算比約 305 百万円）が減額となる。

なお、減収分については、政府税制調査会での結論を踏まえて、地方交付税において適切な補てん措置を講じられる予定である。

また、地方消費税交付金等他の交付金については微減傾向にある。

《地方交付税》

総務省の概算要求では、出口ベースで平成 21 年度当初予算比 429 億円（0.3%）減の総額 15 兆 7,773 億円となっているが、三党連立政権合意・民主党マニフェストに基づき、所得税など国税 5 税から地方交付税に繰り入れる割合を示す「法定率」を引き上げるなどし、1 兆 1 千億円（約 7%）超の増額となる 16 兆 9 千億円台とする試算値が示されている。

試算値には、道路特定財源暫定税率の廃止に伴う基準財政収入額の減額分が反映されているため、マニフェスト【地方の自主財源を大幅に増やす】による増額分については不明。

交付税額は例年通り、税制改正などを踏まえ総務、財務両省の折衝で最終的に決定されるが、本市の平成 21 年度の普通交付税は、地域雇用創出推進費の創設等により、当初予算対比で 229 百万円の増となったが、新年度については、臨時的経費への合併包括的財政措置 148 百万円が皆減となる。更に特別交付税では、頑張る応援プログラム分（30 百万円）が皆減となる。

《地方債》

臨時財政対策債について、昨年が続いて増額となる見込みであるが、投資分にかかる地方債発行は、公債費負担適正化計画に基づく発行枠の範囲内とし、プライマリーバランスを堅持するとともに、将来的に実質公債費比率が低下するよう最大限配慮する。

【歳 出】

《人件費》

定員適正化計画に基づく総職員数の定数動向、平成 21 年度の人事院勧告実施内容及び市独自の特例条例の内容変更等により変動するが、共済組合負担率増により総じて増加する見込み。

《扶助費》

少子高齢化及び経済状況による雇用調整等を背景に増加する。

《公債費》

「公債費負担適正化計画」に基づく市債の発行抑制並びに平成 20、21 年度の繰上償還及び無利子資金への借換えにより増加幅は抑制できたものの、公債費充当一般財源は平成 23 年度まで増加する見込み。

《物件費》

指定管理の新規導入や乳幼児保育の充実、更には道路台帳統合が予定されているため増加する見込み。

《維持補修費》

各施設の修繕費については、地域活性化・生活対策臨時交付金を充当し平成 21 年度要求分を平成 20 年度へ前倒しで予算化したことに伴い、平成 21 年度当初での

一般財源は前年度比 117 百万円の減額となったが、平成 22 年度においては、し尿処理、ゴミ処理及び学校等の施設修繕費が増加する見込み。

《補助費等》

農業の担い手の確保及び後継者育成並びに畜産振興へ向けた補助制度の充実、更には、定住促進へ向けた補助制度の新設等により増加する見込み。

《繰出金》

各会計とも経営健全化計画を策定し、経営改善に努めているところであるが、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険事業等への特別会計繰出金については扶助費同様に増加する。

《投資的経費》

「財政計画」、「公債費負担適正化計画」に基づく一般財源枠、地方債発行枠の範囲内で、実施計画に基づく集中と選択による事業推進を行う。

歳入では、地方交付税の増加が期待できるものの、道路特定財源暫定税率の廃止による譲与税等の減収並びに自主財源である市税の減収見込みにより、一般財源の確保が困難な状況が続くものと思われる。

一方、歳出では、当面の最優先課題として、市民の生活を第一とし「安心社会実現」に向けた事業に重点的に取り組む必要があり、これまで取り組んできた緊急経済・生活支援対策事業のうち、安心社会の実現に向け、十分な効果が見込めるものについては、新年度においても継続していかなければならない。併せて、これまで、「庄原の特性」を最大限に発揮するため、庄原市長期総合計画に重点戦略プロジェクトを設定し、「みどりの環」経済戦略ビジョンのもと、戦略的・重点的な取り組みを進めてきたところであるが、「心豊かな暮らしや美しいふるさとを取り戻す」としたプロジェクト構想の実現に向け、更なる事業展開を図る必要がある。

よって、新年度の収支については、緊急経済・生活支援対策事業の継続分を含め経費全般にわたって増加し、今年度以上の財源不足が生じる見通しである。

なお、先般各課から提出された平成 22 年度の予算額調査表（対平成 21 年度当初予算一般財源比較）を集計すると、新たに約 9 億円の一般財源が必要との結果となっている。

4 予算編成の基本方針

地方債の償還や少子高齢化の進展等により、厳しい財政状況にある中で、市民ニーズを踏まえた自律した財政運営を行うことが求められている。また、今後、地方分権を進めていくためにも、財政規律を確立することは極めて重要である。

平成 22 年度の予算編成に当たっては、当面現行制度に基づき編成するものとするが、国・地方を通じた税財政全般の見直しによる大幅な制度変更が予想されるため、可能な限りその情報を確認し、予算要求に反映させるほか、個々の業務について不断に見直すとともに、今何が真に必要なかを見極めた予算を編成しなければならない。

このため、まずは政策の棚卸等に取り組み、歳出削減を通じて真に必要な重点課題に対応する政策経費へ財源の重点配分を行う。

新年度においては、現下の経済状況を鑑み「安心社会実現」に向けた事業に最優先で取り組み、併せて重点戦略プロジェクトの推進を図ることとするが、将来世代への持続可能な財政構造を確立するため、引き続き財政健全化への取り組みを積極的に実行しなければならない。そこで平成 22 年度予算編成においては、「入るを量りて出づるを制す」という財政規律の順守に向けて、過去の実績等に基づいて一部枠配分を行うこととする。

具体的な基本方針は、次に定めるところによる。

1. 平成 22 年度予算は、当面の最優先課題として、市民の生活を第一とし「安心社会実現」に向けた事業に重点的に取り組むこととする。

その上で、本市の将来像である“誰もが「しあわせ」を実感し、人も地域も輝くまちの創造”の実現に向け、実施計画に沿った事業を推進する。

なお、本市の財政状況を十分に認識し、真に必要な施策の「選択と集中」を徹底させ、事業内容の有効性、行政の関与のあり方などについて十分検証したうえで予算を計上するとともに、安易に余裕を見込んだ予算計上を慎み、予算と決算の乖離・縮小に努めた予算とすること。

2. 重点戦略プロジェクト等の推進

- (1) 農業自立振興プロジェクト事業
- (2) 木質バイオマス活用プロジェクト
- (3) 観光振興・定住促進プロジェクト
- (4) その他政策的経費（※「安心社会実現」に資する事業を含む）

※これまで取り組んできた緊急経済・生活支援対策事業（又は新規事業）のうち、安心社会の実現に向け十分な効果が見込めるものについては、重点施策事業として要求すること。

なお、(1)～(4)については、単に前年度予算を踏襲するのではなく、ゼロベースから予算を再構築し、新たな視点で施策の立案ができる予算とすること。

また、新規施策等の要求に当たっては、国県の補助制度などを十分検討、活用し、

財源の確保を行うほか、一般財源の負担軽減を図るとともに、既存事業の徹底した見直しを行い財源を捻出すること。

3. 財政健全化への取り組み

- (1) 「庄原市行政経営改革大綱」、「同実施計画」及び「定員適正化計画」に基づく抜本的な事務事業の見直しや職員の定数抑制と定員管理
- (2) 収納率の向上、新たな収入源の模索、行財政運営の効率化等、歳入の確保と徹底した歳出の削減
- (3) 「公債費負担適正化計画」に基づく地方債発行額の抑制
- (4) 一部枠配分による予算編成
- (5) 財政健全化判断比率を踏まえた財政健全化への予算調整

平成 22 年度予算編成要領

1 基本的事項

(1) 枠配分による予算編成

「入るを量りて出ざるを制す」という財政規律を順守するため、平成 22 年度においては、一部に「枠配分による予算編成」を行う。

過去の実績等に基づき、事業各節単位に財政課が提示する額（枠）を上限に要求を行うこと。

(2) 「公債費負担適正化計画」の確実な実施

本年 10 月に策定した「公債費適正化計画」に基づき、地方債発行額の抑制について最大限配慮する。

(3) 新規事業及び投資的経費

実施計画に基づく要求を原則とし、計上のない事業認めない。

新規又は制度拡充事業については、新規・拡充事業表を新たに作成のうえ、歳出予算見積書に（新）と明記し要求すること。

投資的経費についても、実施計画に計上された事業に限り、計上された事業費の範囲内で要求すること。なお、国・県等財源の確保に努めること。

(4) 重点プロジェクト等

(1) 農業自立振興プロジェクト事業

(2) 木質バイオマス活用プロジェクト

(3) 観光振興・定住促進プロジェクト

(4) その他、政策的経費（「安心社会実現」に資する事業含む）

(1)～(4)については、重点事業として位置付けるが、単に前年度予算を踏襲するのではなく、ゼロベースから予算を再構築し、新たな視点で施策の立案ができる要求とすること。

※重点プロジェクト等に該当する場合は、必ず重点施策事業表を作成すること。

(5) 事業の新設、拡充

事業の新設、拡充等に当たっては、スクラップ・アンド・ビルド原則を徹底するとともに、サンセット方式の導入により、必ず終期（原則 3 年間）を設定すること。新設事業は、市民要求に応えるべき真に必要な事業とし、必要な財源については、既設事業の徹底した見直し、或いは廃止により確保するよう努めること。

(6) 国、県補助事業

国、県補助事業については、大幅な制度変更が予想されることから、国・県の予算編成の動向に十分注意すること。事前に情報交換を行い、制度改正をはじめ

最新の情報取得に努め、事業選択を行うこと。

また、単年度の適正な執行可能事業量、市負担額、効果等を総合的に検討し、必要最小限の事業を選定し要求すること。

国、県の補助金の削減・合理化により、廃止・縮減された事業については、市費による肩代わりは行わないこと。

(7) 他課等に関連する事業

他課等に関連する事業については、事前に十分連絡調整を行い、整合性と効率性を図ること。

(8) 条例、規則、要綱等の整備

予算に伴い新たに条例、規則、要綱等の整備を要するものについては、遺漏のないようにするとともに、予算要求資料として提出すること。

2 歳入に関する事項

(1) 市 税 等

一般財源の根幹をなすものであり、経済の動向、国の税制改正等の諸状況を勘案の上、情報収集に努めできる限り最新の情報により見積ること。

課税客体の完全補足と収納率の向上に一層努めることと。

併せて、保育所使用料、市営住宅使用料あるいは貸付金償還金などの税外収入についても滞納防止、滞納整理の促進など、一層の徴収強化を図ること。

(2) 分担金・負担金・使用料・手数料・財産の貸付料

使用料・手数料については、受益者負担の公平を図る観点から、行政サービスに係る経費、物価の変動等を総合的に勘案し、負担の適正化を図ることとし、適切な見直しを行うこと。

その他の収入についても、受益者負担の導入など財源の見直し、改善に努めること。

広告事業については、幅広い分野において積極的な広告掲載を検討し歳入確保を図ること。

(3) 国・県支出金

国・県補助事業については、国・県の予算編成の動向や制度改正等を十分に見極めながら、積極的な導入に努めること。ただし、補助事業といえども安易に対応することなく、その必要性・事業効果・超過負担の状況等を十分に検討すること。また、補助金の廃止や縮小が行われた場合は、原則として事業そのものも合わせて廃止、縮小すること。

(4) 市債

市債は、「公債費負担適正化計画」に基づき「実施計画」に掲載された事業の**地方債発行額以下に抑制**する。借入にあたっては、地方交付税が措置される有利なものを活用すること。また、交付税措置の無い「一般単独事業債」は借り入れないので安易に財源として見込まないこと。

なお、対象事業・充当率等については、財政課と事前に協議の上、的確な見積りを行うこと。

3 歳出に関する事項

重点施策の予算加重配分による事業推進、更に各部署の自主性・創意工夫を促進するため、一部枠配分による予算編成を行う。

具体には、各経費について 以下に指示する額(枠)を上限とし、それぞれ要求すること。

なお、平成 21 年度で終結する事業予算については枠対象から外すこと。

各節毎の枠内での要求を原則とするが、事業又は目、若しくは各部署予算全体で枠内に収まるよう最大限配慮すること。

枠内での要求については、詳細な積算根拠は不要とし、積算根拠欄のシステム入力は、枠 = 千円との記入で可とする。

ただし、大幅な減額が可能となる場合等については根拠を示すこと。

(1) 報酬

各種委員会、審議会の開催回数等については、年間の回数を精査のうえ必要最小限とすること。嘱託員報酬についても、必要最小限の嘱託員を見積り要求すること。単価については、「**特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例**」に基づく要求とすること。

平成 21 年度当初予算以下

(2) 人件費（給料、職員手当、共済費）

時間外勤務手当を除く人件費については、総務課で取りまとめて要求する。ただし、特別会計については担当課において昨年度と同額を仮置きし、繰入、繰出の整理を行なったうえで要求すること。

時間外勤務手当については、コスト意識を持ち、行政事務の簡素効率化を図り、創意工夫のうえ抑制に努めること。

普通建設事業のうち、補助事業については、事業費支弁人件費率の限度額まで人件費を計上することとするので、事前に財政課と協議すること。

所要額、ただし時間外勤務手当 平成 21 年度当初予算以下

(3) 賃 金

事業執行に係る臨時職員の雇用は短期間に集中する業務の補助、期間の限定された業務の補助、あるいは職員の育児休暇等の代替措置のみとし、保育士、調理員等を除き原則通年の雇用は認められないこと。なお、一般事務に係る臨時職員については別途調整するので、事業費支弁を除いては要求しないこと。

また、単価については、20年度改定しているので確認のうえ要求すること。【単価：資料2参照】

別途枠以内（7-3 その他賃金）

(4) 報償費

委員等会議出席報償については、人数、日数について事業内容を精査し、必要最小限とすること。また、講師等謝礼についても事業効果等を勘案し、最小限の要求とすること。なお、単価については新年度より変更するので新基準に基づいて要求すること。【単価：資料3参照】

平成21年度当初予算以下

(5) 旅 費

定例的な大会等への参加については積極的に見直し、日程、人員についても必要最小限度にとどめるとともに、公用車の効率的な活用に努めること。

なお、真に必要な研修等への出席を除き、原則県外出張については、総務課所管の職員研修以外は認めない。

別途枠以内

(6) 需用費（消耗品費）

法令等追録を要する加除式書籍で、使用頻度の少ないものについては、複数課での使用を検討するとともに、単行本への切り替えも併せて検討すること。

本庁、支所の業務に照らして一本化できるものは集約すること。

経常的に使用する庁用事務用品で、会計課で調達可能な消耗品等については原則として計上しないこと。

別途枠以内

(7) 需用費（燃料費・光熱水費）

要求額は下記のとおりとするが、単に前年実績を踏襲することなく、経費節減に努める要求とすること。

別途枠以内

(8) 需用費（食糧費）

真に必要なものに限り、執行基準【資料4】に基づき適正な要求とすること。

別途枠以内

(9) 印刷製本費

印刷物作成については、できるだけ市内印刷に努めること。やむを得ず業者発注する場合の単価については、複数業者から見積書を徴して要求すること。

別途枠以内

(10) 修繕料

施設の状況を十分調査把握し、緊急性、工法等検討のうえ施設の効用を発揮するに必要最小限度の額を要求すること。また同一事業内で複数の要求がある場合は、必ず優先順位を付けること。

なお、必要に応じて写真、図面、見積書等の資料を添付すること。

大規模修繕については、実施計画書を必ず添付すること。

別途枠以内

(11) 通信運搬費

郵便料については、本年度の実績（4月～10月）を参考として所要額を推計し要求すること。電話料については、IP電話の通話実績を踏まえて見積ること。

別途枠以内

(12) 保険料

建物・車両にかかる保険料は管財課管財係において一括算定し各課に要求額資料を提供するので、平成21年度中に異動があったものや平成22年度早期に保険加入が必要なものについては、漏れなく管財課管財係に連絡すること。また、要求にあたっては、過大な要求あるいは要求漏れのないようにすること。

建物は、一般会計分は管財課管財係で、特別会計分は担当課で要求のこと。

車両は、事業費対応分については各担当課で要求のこと。それ以外は総務課で要求のこと。（連絡を十分とって調整のこと）

所要額

(13) 委託料

事務事業の委託契約については、過去の例にとらわれることなく、競争原理を導入し、経費の節減・合理化に努めること。特に、随意契約によるものは、契約理由が適切であるかどうか十分検証した上で、経費の見積りを行うこと。

職員対応で処理が可能なものは委託を廃止・削減すること。

民間委託により、住民サービスの向上とコスト縮減につながるものは積極的に導入すること。保守点検・清掃・管理業務について継続的委託については、原則2カ年度契約とすることにより経費の節減を図り、極力、市内業者から見積りを徴すること。

また、同種の業務について事業・施設ごとに支出科目が異なることが無いよう、調整して要求すること。

別途枠以内

(14) 借上料

自動車や電算機器等のリースについては、使用期間の延長ができないか精査すること。

※別途枠以内

(15) 原材料費

真に必要なものに限り要求のこと。

※別途枠以内

(16) 備品購入費

ロッカー、キャビネット等の庁用備品及び公用車については事前に総務課と協議のうえ要求すること。また、カタログの写し等添付するとともに、更新の場合は当初購入年月日を記入すること。

別途枠以内

(17) 補助及び交付金

行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査するとともに、既に行政目的が達成されているもの、所期の事業目的を達成できないと判断されるもの、費用に対して効果が薄いと判断されるものは、積極的に整理合理化を図ること。

また、要求に当たっては、次のことを厳守のこと。

補助対象となる事業費の平成 20 年度決算額と決算内容を添付すること。

「補助金の名称」については、補助金交付要綱に記載された「名称」を使用し要求すること。

平成 21 年度当初予算額以下

(18) 投資的経費

原則として、実施計画に計上されていない事業は認められない。

新規事業については、長期的展望に立って緊急性、効果及び関連事業への影響等を総合的に勘案し厳選するとともに、平成 22 年度に事業着手しなければならない理由を明確にすること。さらに継続事業についても多角的視点から見直しを図り、投資的効果等を十分検討し事業量の縮減、経費の節減合理化に努めること。

また、事業内容についても建設コストの削減に努めること。(過大かつ華美な計画、設計は厳に慎むこと。)

また、普通建設事業については、用地確保が確実なものについて要求すること。用地交渉の遅れが工事発注の遅れに繋がった案件が見られるため、用地確保が困難と予想される場合は、事業の中止や延期を図るなど慎重な対応をお願いする。平成 22 年度についても、原則「明許繰越」は認められない。

また、要求に当たっては、事業計画書を必ず添付すること。

事務費の考え方

普通建設事業の事務費計上は、補助事業については、事業費に事務費率を乗じて得た額を上限とする。なお、事業費支弁人件費率の限度額（一般的には事務費の72%）まで人件費を算入すること。単独事業については、事業費の2.75%を上限とするが、事業毎への一律算入は認めないので、真に必要なもののみ限度内で要求すること。

実施計画へ計上された事業（計上事業費以内）

(19) 扶助費・公債費

扶助費については、国、県並びに市民の生活環境の動向に注視し、過大見積りとならないよう計上すること。特に、市単独で行う給付については、給付の実態や効果を十分に調査・検討したものとすること。

所要額

(20) 特別会計に関する特記事項

特別会計については、収支均衡を図り、原則として独立採算制を基本とする。各会計で一般財源（自主財源）が不足する場合、安易に一般会計からの繰入金に頼ることなく、収支のバランス確保に努めるとともに、経営健全化計画を策定した会計については、必ず計画に沿った繰出し以下に抑えること。

一般会計からの繰出しは繰出基準に基づく繰出しを原則とする。

経営健全化計画に基づく繰出額以内

計画のない会計については、極力繰出基準外の繰出しを抑制した額

4 その他

(1) 見積書を徴する場合は、点検又は委託料等、継続した内容に係るものにあつては1社見積りとし、新規事業については原則市内業者2者以上からの見積書を徴すること。なお、要求額は見積り額（又は最低見積り額）の95%とすること。

(2) 要求書は、財務会計システム入力後の『歳入・歳出予算見積書』によること。

(3) 要求資料等

- | | | |
|---|--------------------------------------|--------|
| ア | 重点施策事業表 | 【資料 5】 |
| | <u>重点・主要事業について各課（局）でまとめ必ず作成すること。</u> | |
| イ | 新規・拡充事業表 | 【資料 6】 |
| | <u>アの重点施策事業表の再掲の場合にあつても作成すること。</u> | |
| ウ | 事業計画書 | 【資料 7】 |
| エ | 補助金要求団体に関する調 | 【資料 8】 |
| オ | 各種団体負担金の一覧表 | 【資料 9】 |
| カ | その他 適宜説明資料 | |

- (4) 要求書の取りまとめは、その要求内容について本庁支所間で調整をとったうえで、本庁担当課で取りまとめ、並び替え等を行ない提出すること。要求書、資料とも「**通しのページ番号**」を必ず入れること。
- (5) 予算流用は真にやむを得ないものに限りに、安易な流用申請を行うことなく、配当された予算内での対応に努めること。
また当初予算で要求漏れや計上科目の誤りがない様、適切に要求すること。(流用元の予算に不足を生じて、補正予算によって追加補正すること(流用戻し)は原則認められない。)

5 予算要求書・資料の提出期限・部数

提出期限：別途指示するヒアリングの2日前

なお、ヒアリングは平成21年12月2日(水)から12月28日(水)まで実施する予定

部 数：8部

なお、毎年度、要求後の差替えや、変更、追加などにより、予算書印刷間際まで混乱を来たしている。事前の準備・他課との連携、組織内部での十分な意識統一などに努め、整理したもので要求のこと。

【予算要求方法 訂正】

2009/11/4

22年度当初予算編成事務について、先日の予算編成会議において、「いくつかの細節について要求上限枠を設定し、要求額が枠内に収まった場合には、システムの積算根拠欄については詳細な記述は不要」とご説明しましたが、

「1106修繕料、1204手数料、1301委託料（物件費）、1401借上料、1801備品購入費については、上限枠内に収まる場合でも、積算根拠を入力すること」

に修正いたしますので、各課・室内での周知をお願いします。